

工場立地法第4条の2第1項に規定する準則を定める条例をここに公布する。

平成27年3月20日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第24号

工場立地法第4条の2第1項に規定する準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(条例の適用に当たっての基本理念)

第2条 この条例の規定の適用に当たっては、自然と人々の生活、経済活動等との調和により形成される良好な景観の整備その他の良好な生活環境の保持が、地域の実情に応じて適切に行われるよう配慮されなければならない。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域は、次の表の左欄に掲げるものとし、当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

	区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域の区域（以下「準工区域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
2	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域の区域（以下「工業・工専区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
3	準工区域及び工業・工専区域以外の区域	100分の20以上	100分の25以上

(建築物屋上等緑化施設等の取扱い)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合において、第3条の規定を適用するときは、次の各号

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 特定工場の敷地に係る準工区域の部分の割合が2分の1を超える場合 第3条の表1の項
- (2) 特定工場の敷地に係る工業・工専区域の部分の割合が2分の1を超える場合 第3条の表2の項
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 第3条の表3の項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(既存工場等に関する特例)

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場（以下「既存工場等」という。）に係る生産施設の面積の増加をするときは、当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地及び環境施設の面積は、第3条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる式によって算定するものとする。

3 既存工場等の敷地（前項に規定する場合における生産施設の面積の増加に係る敷地を含む。以下同じ。）が2以上の区域にわたる場合において、附則別表第1の規定を適用するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 既存工場等の敷地に係る準工区域の部分の割合が2分の1を超える場合 附則別表第1の1の項
- (2) 既存工場等の敷地に係る工業・工専区域の部分の割合が2分の1を超える場合 附則別表第1の2の項
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 附則別表第1の3の項

4 前項の規定は、既存工場等の敷地が2以上の区域にわたる場合において、附則別表第2の規定を適用するときに準用する。

附則別表第1（附則第2項関係）

既存工場等が、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1に掲げる1の業種に属する場合

	既存工場等の敷地が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
1	準工区域	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
2	工業・工専区域	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

3	準工区域及び 工業・工専区 域以外の区域	$G \geq (P/\gamma) (0.2 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (G_0/S))$ $> 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ と し、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とす る。	$E \geq (P/\gamma) (0.25 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.25 - (E_0/S))$ $> 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
---	----------------------------	--	--

(注) この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地の面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2（附則第2項関係）

既存工場等が、法準則別表第1に掲げる2以上の業種に属する場合

	既存工場等の 敷地が存する 区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置 する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置 する環境施設の面積
1	準工区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (G_0/S)) >$ $0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ と し、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とす る。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.2 - (E_0/S)) >$ $0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ と し、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
2	工業・工専区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) >$ $0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ と	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) >$ $0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ と

		し、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	し、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
3	準工区域及び工業・工専区域以外の区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (G_0 / S)) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - (E_0 / S)) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

(注) この表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地の面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計